

# 加茂小コミュニティ協議会会則

## 第1章 総則

### (名称及び事務所)

第1条 この会は、加茂小コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を川西市コミュニティセンター加茂ふれあい会館内に置く。

### (目的)

第2条 協議会は、地域内の自治会及び各種団体が互いに連携し、住民の自主的な活動を通じて相互の連帯を深めるとともに、自治意識の高揚を図り、対話と合意による住みよい地域づくりを図ることを目的とする。

### (区域)

第3条 協議会の区域は、加茂小学校区（川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則別表第1に定める校区による。）の範囲とする。

### (構成員)

第4条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める地域に居住する者
- (2) 前条に定める地域内で事業を行う個人若しくは法人、当該地域内への通学者若しくは通勤者又は当該地域内で活動する各種団体で、協議会が認めたもの

### (活動内容)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域との交流を図り、社会性、自主性を育てること。
- (2) 生活環境の改善、向上に関すること。
- (3) 文化、スポーツ、レクリエーション活動に関すること。
- (4) 福祉の増進に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 防災、防犯、交通など安全に関すること。
- (7) 地域の人権意識の高揚に関すること。
- (8) 広報紙等の発行を通じて地域内の相互理解を深めること。
- (9) その他、協議会の目的を達成するため必要なこと。

2 協議会は、政治活動及び布教等の宗教活動は行わない。

## 第2章 総務役員

### (総務役員)

第6条 協議会に次の総務役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 1名
- (6) 広報委員長 1名

- 2 総務役員は、役員選考委員会において構成員の中から選出し、運営委員会に報告のうえ、総会において承認を得る。
- 3 役員選考委員会は、運営委員会において選出した者をもって構成する。
- 4 役員選考委員の選出については、別に定める。

#### (総務役員の任務)

第7条 総務役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、金銭の出納整理を行う。
- (4) 事務局長及び事務局次長は、組織の運営に関する事務を担当するとともに、各組織や行政との連絡調整を行う。
- (5) 広報委員長は、機関紙発行等の啓発事務を担当する。

#### (総務役員の任期)

第8条 総務役員の任期は、1年とする。

- 2 総務役員については、再任は妨げないが、会長の任期の上限は5期とする。
- 3 総務役員に欠員が生じたときは、第6条第2項の規定にかかわらず、当該年度の役員選考委員会で選出し、運営委員会で承認を得て選出することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (顧問及び相談役)

第9条 協議会には運営委員会の承認を得て、顧問及び相談役を置くことができる。

### 第3章 総会

#### (総会)

第10条 総会は、代議員制とし、構成員の中から選出された代議員をもって構成する。

- 2 総会は、協議会の最高議決機関であり、毎年1回定期総会を開催する。
- 3 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 地域別計画に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 事業報告及び決算に関すること。
- (4) 役員の選任に関すること。
- (5) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (6) その他組織に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

- 4 会長が必要と認めるとき、又は代議員の3分の1以上の請求があったときは、臨時に総会を開催することができる。
- 5 総会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。この場合、委任状を提出した代議員は、総会に出席したものとみなす。
- 6 総会の議長は、出席した代議員の中から互選により選出する。
- 7 総会の議決は、出席代議員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 8 構成員は、総会を傍聴することができる。

(代議員の選出)

第11条 代議員の選出は、別に定める総会代議員選出基準により選出する。

(代議員の任期)

第12条 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 代議員の定数及び出席した代議員数（委任状を提出した代議員を含む。）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) その他議長が必要と認めた事項
- 2 議事録には、総会において選任された議事録署名人2名の署名をしなければならない。

第4章 組織及び会議

(組織及び運営)

第14条 協議会は、総会、総務役員会、運営委員会、専門部及び委員会により運営する。

(総務役員会)

第15条 総務役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総務役員会は、協議会の運営に関すること、運営委員会へ付議する事項等について協議する。
3. 会長が必要と認めたときは、総務役員会に、部長、委員長及びその他関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、総務役員、専門部長、委員長及び別途定める運営委員選出基準によって選出された運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、総会に諮るべき事項及び協議会の具体的運営事項を協議するとともに、各種団体等との情報連絡及び連携調整を行うこととする。
- 3 運営委員会は、協議会の予算の補正等を審議し、決定する。
- 4 運営委員会は、会長の招集により随時開催するものとする。

(専門部及び委員会)

第17条 協議会には、第2条の目的を達成するために、次の専門部及び委員会を置く。

- (1) 体育部
  - (2) 文化部
  - (3) 環境部
  - (4) 安全部
  - (5) ジョイフルフレンド俱楽部
  - (6) 福祉委員会
  - (7) 広報委員会
- 2 各専門部及び委員会は、所管事項の事業の計画、実施を行うとともに、必要に応じ諸活動の支援を行う。
  - 3 各専門部にあっては、部長、副部長、書記及び会計を、委員会にあっては、委員長、副委員長、書記及び会計を置くものとし、各専門部員等の互選により選任する。ただし、広報委員長の選出については、第6条第2項の規定に基づくこととする。
  - 4 各専門部及び委員会は、必要に応じ部長、委員長の招集により開催する。
  - 5 各専門部員及び各委員の構成は、別途内規で定める。
  - 6 協議会には、専門部のほかにプロジェクトチームを設置することができる。

(人権啓発推進委員会)

第18条 協議会に人権啓発推進委員会を置く。

- 2 人権啓発推進委員会は、地域住民の人権意識の高揚を図るため、研修会や講演会など人権啓発等の活動を行う。
- 3 人権啓発推進委員会は、川西市人権教育協議会の内、加茂小学校区人権啓発推進委員会の委員をもってあてることとし、委員長が必要により会議を招集する。

(自主防災会)

第19条 協議会に自主防災会を置く。

- 2 自主防災会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 事務局

(事務局)

第20条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局に、第6条第1項第4号の事務局長及び同項第5号の事務局次長その他必要な事務局員を置く。
- 3 事務局員は、協議会の構成員から、会長が任命する。

#### (事務局員の職務)

第21条 事務局員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 市との連絡調整に関すること。
- (3) 構成団体との連絡調整に関すること。
- (4) 第17条第1項各号の専門部及び委員会の事業実施の補助に関すること。
- (5) その他、会長が必要であると認めること。

### 第6章 まちづくり計画

#### (地域別計画)

第22条 協議会は、第2条に規定する目的を達成するために実施する事業を取りまとめた計画（以下「地域別計画」という。）を策定する。

2 地域別計画は、運営委員会で審議の上作成し、総会の議決を経て定めるものとする。  
また、地域別計画の見直しを行う場合も、同様とする。

### 第7章 会計

#### (経費)

第23条 協議会の経費は、交付金、補助金、寄附金、その他収入をもってあてる。

#### (会計年度)

第24条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

#### (会計及び資産帳簿の整理)

第25条 協議会は、収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備しなければならない。

#### (会計監査)

第26条 協議会に監事2名を置く。

- 2 監事は、運営委員会で選出し、総会において承認を得る。
- 3 監事の任期は、2年とする。
- 4 監事に欠員が生じたときは、第2項の規定にかかわらず、運営委員会で選出することができる。なお、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 監事は、会計年度終了後に監査を行い、監査結果を総会において報告しなければならない。

### 第8章 個人情報の保護・情報公開

#### (個人情報の保護)

第27条 協議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等について特に慎重に行い、正当な理由がない限り、目的以外の目的のために利用してはならない。

#### (情報の公開)

第28条 協議会の運営及び事業等に関し、会議の議事録、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を請求されたときは、前条に規定する個人情報を除き、正当な理由がない限り、これに応じるものとする。

2 協議会の運営及び事業については、広報紙、インターネット等を通じて、構成員に情報提供を行うとともに、広聴に努めるものとする。

#### (情報の共有)

第29条 協議会は、地域内外の各種情報を収集するとともに、適時関係団体等に提供し、それぞれ情報を共有し、組織の運営及び活動を行う。

### 第9章 雜則

#### (その他)

第30条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営委員会で別に定める。

### 附 則

この会則は、平成9年6月8日から施行する。

この会則は、平成11年5月23日から施行する。

この会則は、平成12年5月28日から施行する。

この会則は、平成13年5月20日から施行する。

この会則は、平成21年4月26日から施行する。

この会則は、平成22年4月25日から施行する。

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

この会則は、令和3年5月9日から施行する。

この会則は、令和4年5月15日から施行する。

## 加茂小コミュニティ協議会運営委員選出基準

### (趣旨)

第1条 加茂小コミュニティ協議会会則(以下「会則」という。)第16条第1項に規定する運営委員の選出に関し必要な事項を定める。

### (運営委員の選出基準)

第2条 運営委員は、次の各号に掲げる構成団体の代表者とする。

- (1) 会則第3条に規定する区域内の自治会
- (2) 次に掲げる各種団体
  - ・加茂小学校
  - ・川西南中学校
  - ・加茂こども園
  - ・加茂小学校区ジョイフルフレンドクラブ
  - ・加茂小学校区老人クラブ連合会
  - ・加茂小学校 P T A
  - ・川西市消防団第4分団加茂部
  - ・川西南地区青少年育成市民会議
  - ・川西市南民生委員児童委員協議会
  - ・加茂小地区福祉委員会
  - ・加茂青少年補導部
  - ・加茂小学校区人権啓発推進委員会
  - ・川西市献血推進協議会南支部
  - ・川西市スポーツ推進委員
  - ・川西防犯協会加茂支部
  - ・川西防犯協会南花屋敷寺畑支部
  - ・スポーツクラブ21加茂
  - ・加茂小学校区自主防災会
  - ・加茂遺跡クラブ
  - ・地域内企業

2 前項に定めるもののほか、運営委員会で推薦された者を運営委員に選出することができる。

### (補足)

第3条 この基準に定めるもののほか、運営委員の選出に関し必要な事項については、運営委員会で別に定める。

### 附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年5月24日から施行する。

この基準は、令和3年5月9日から施行する。

この基準は、令和5年5月14日から施行する。

この基準は、令和6年5月19日から施行する。

## 加茂小コミュニティ協議会細則

加茂小コミュニティ協議会会則第30条の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項について定める。

### 1 役員選考委員選出基準(第6条第4項関係)

(1) 選考委員の総数は7名とする。

① 自治会より4名選出、さらに補欠1名を選出する。

② 各専門部長及び委員長を含む各種団体代表より3名、さらに補欠1名を選出する。

③ 投票については、無記名投票で、自治会長より1名、各種団体より1名の連記制とする。

④ 投票の結果、選出区分に応じ得票数の多い者から上記人数を選出する。

(2) 総務役員は、選考委員にはなれない。

(3) 自治会長が他の団体の代表である場合、自治会長のみの被選挙権とする。

(4) 選考委員の中から役員を選ぶ場合は、2名を限度とする。

(5) 欠席時の委任状

① 役員選考委員選出の運営委員会に欠席する場合は、委任状を提出する。

② 1月の運営委員会の開催案内に「選考委員を選出する」旨を記入し、委任状を添付する。

### 2 代議員の選出基準（第11条関係）

代議員の選出にあたって、自治会及び各種団体の推薦人数は、次のとおりとする。

ただし、総務役員及び運営委員は、代議員に推薦することができない。

各自治会 2 名

各種団体 1 名

### 3 各専門部等の構成基準(第17条第5項、第18条第3項及び第19条第2項関係)

(1) 体育部は、自治会から選出された者及びスポーツクラブ21加茂代表者若干名をもって構成する。

(2) 文化部は、自治会から選出された者をもって構成する。

(3) 環境部は、自治会から選出された者をもって構成する。

(4) 安全部は、自治会から選出された者をもって構成する。

(5) ジョイフルフレンド倶楽部は、加茂小学校区ジョイフルフレンドクラブをもって構成する。

(6) 広報委員会は、専門部会及び委員会の書記をもって構成する。

(7) 福祉委員会は、川西市社会福祉協議会加茂小地区福祉委員会をもって構成する。

(8) 人権啓発推進委員会は、加茂小学校区人権啓発推進委員会をもって構成する。なお、協議会からの選出は、次のとおりとする。

- ・加茂小コミュニティ協議会総務役員 若干名
- ・民生委員児童委員 若干名
- ・地区福祉委員 若干名
- ・各自治会 若干名

(9) 自治会の各専門部員人数は、概ね100世帯に1人を目途とする。

(10) 一般公募による構成員の参加。

#### 4 協議会に設置するプロジェクト(第17条第6項関係)

(1) 協議会に「加茂遺跡クラブ」を置き、地域の歴史遺産を内外に周知・啓発するための活動を行う。

#### 5 弔慰金に関する申し合わせ事項

役職	対象	香儀
総務役員	本人	5,000円
自治会長	本人	5,000円
部長・委員長	本人	5,000円

ただし、弔慰金については、表の上位をもって対象とする。

#### 附 則

この内規は、平成9年6月8日より施行する。

この内規は、平成11年5月23日より施行する。

この内規は、平成21年4月26日より施行する。

この内規は、平成22年4月25日より施行する。

この内規は、平成27年4月1日より施行する。

この内規は、平成29年7月20日より施行する。

この内規は、令和3年5月9日より施行する。